

美浜発電所および大飯発電所における港湾法手続き漏れについて

2025年4月25日

関西電力株式会社

当社は、1977年～1978年に実施した美浜発電所の工事および2012年～2013年に実施した大飯発電所の工事において、港湾法第56条の3※に基づく福井県への届出を行っていないことが判明したため、本日、福井県に対して本件の届出に係る報告書を提出しました。

本件は、他社の原子力発電所において港湾法に基づく手続きを実施していないことが確認され、当社の原子力発電所でも過去に同様の事例がないか調査した結果、判明したものです。

なお、本届出の対象施設は、港湾法の技術基準に基づき設計しており、発電所の安全性に影響はありません。

当社は今後、再発防止対策を着実に実施していくことにより、関係法令の遵守に努めてまいります。

※港湾法第56条の3

水域において、水域施設、外郭施設又は係留施設で政令で定めるものを建設し、又は改良しようとする者は、当該行為に係る工事の開始の日の六十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、水域施設等の構造及び所在する水域の範囲その他国土交通省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。ただし、当該変更により工事を要しない場合においては、その変更があつた後遅滞なく、届け出なければならない。

以 上

添付資料：美浜発電所および大飯発電所における港湾法手続き漏れの概要

美浜発電所および大飯発電所における港湾法手続き漏れの概要

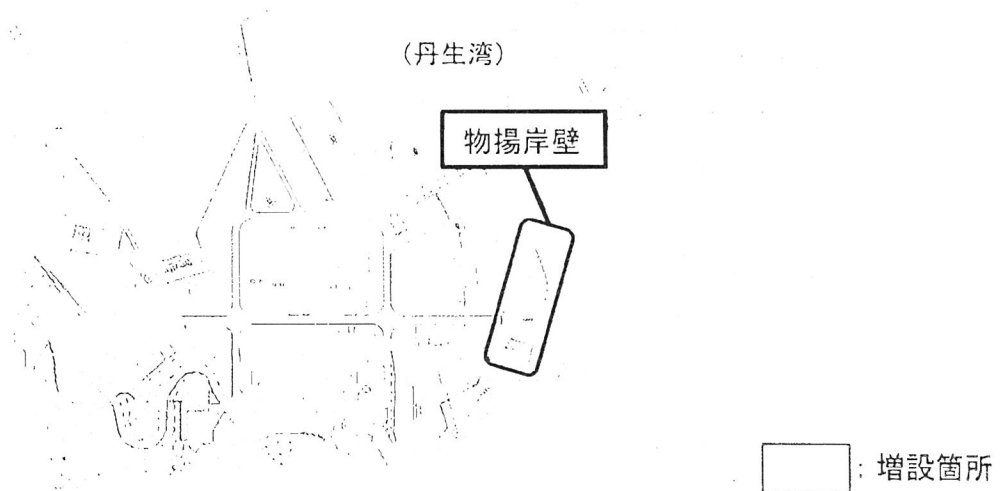
1977年～1978年に実施した美浜発電所物揚岸壁のけい船柱増設工事および、2012年～2013年に実施した大飯発電所の防波堤かさ上げ工事において、港湾法第56条の3に基づく福井県への届出を行っていないことが判明した。

美浜発電所物揚岸壁のけい船柱増設工事

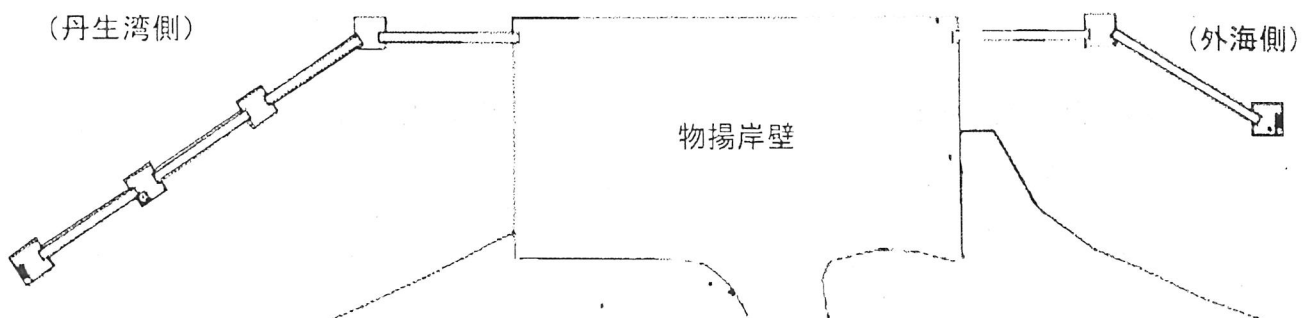
<工事の概要>

項目	港湾法届出対象の内容
目的	大型船の係留や荷役作業を安全に行うため、けい船柱等を増設する。
期間	1977年9月2日～1978年3月25日
主な内容	けい船柱：2箇所から6箇所（4箇所増設） 連絡橋：2橋から6橋（4橋増設）

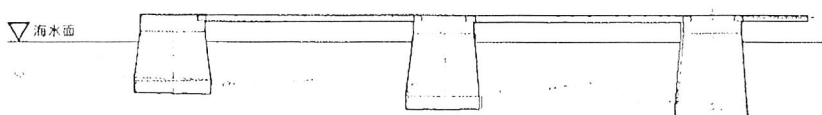
<位置図>



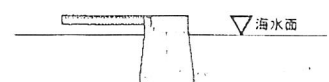
<物揚岸壁の拡大図>



<側面図（丹生湾側）>



<側面図（外海側）>

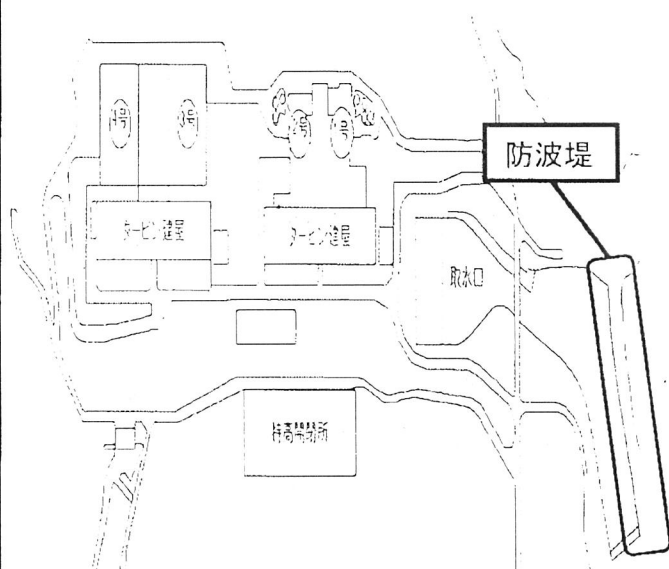


大飯発電所防波堤かさ上げ工事

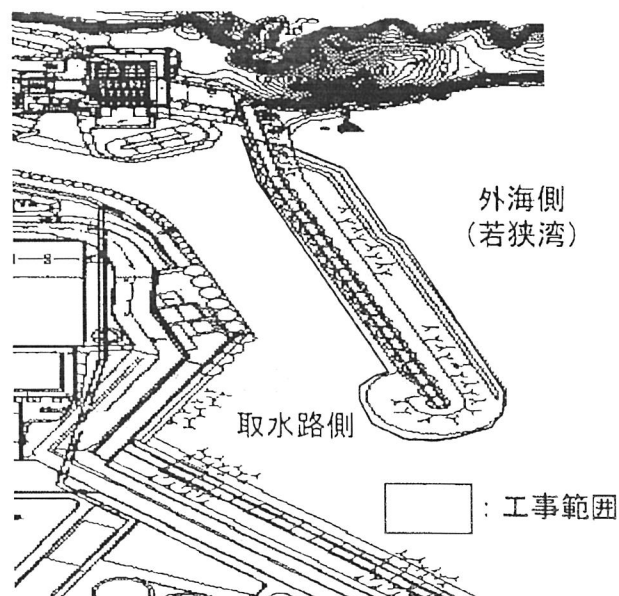
<工事の概要>

項目	港湾法届出対象の内容
目的	東日本大震災を踏まえて想定した津波に対して、安全性向上対策として防波堤をかさ上げする。
期間	2012年4月13日 ~ 2013年9月30日
主な内容	天端標高を5mから8mに増設（3mかさ上げ）

<位置図>



<防波堤の拡大図>



<側面図>

